

運動期間：3月20日～26日

春の火災予防運動



この時季は空気が乾燥し、わずかな火種が火災につながります。皆さん、火気を使用する際には、決してその場を離れず、離れる場合は完全に火が消えているかを確認してください。そして、今一度身の周りに火災の危険がないか点検してください。

また、これから春を迎え、たき火や山での火入れ、入山者の増加が見込まれることから、これらに起因する火災が多く発生しますので注意をお願いします。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

1. 寝たばこは、絶対やめる。
2. ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
3. ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

1. 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
2. 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
3. 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
4. お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

南越消防組合管内 平成19年中の火災概要

※()内は前年比

☆火災件数	27件 (－10件) [南越前町5件]
☆損害額	4,645万9千円 (－1億942万8千円)
☆死者	1名 (－1名)
☆負傷者	5名 (－19名)
☆主な出火原因	・こんろ(4件) ・たばこ(3件) ・ストーブ(3件) ・電気配線(3件)

住宅用火災警報器はついてますか？

平成18年6月1日より皆さんのご家庭に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。(既存の住宅は平成23年5月31日までに設置しましょう。)

◎ 火災警報器を設置しなければいけない場所は？

- ① 寝室
- ② 階段(寝室が2階以上に設けてある場合)
- ③ 廊下(床面積7m²以上の部屋が5以上ある階)

◎ 設置する警報器の種類は？

煙式の火災警報器を設置してください。

◎ どこで買えばいいの？

最寄りの量販店、電気屋さん等で販売しています。
(悪質な訪問販売にはご注意ください。)

※住宅用火災警報器についてのご質問は最寄りの消防署までお気軽にお問合わせください。

設置例

2階建てで2階に寝室・居室がある場合



各寝室

寝室の存する階の階段

■ お問合せ先 南越消防組合

消防本部予防課 Tel 21-8865
南消防署 Tel 45-0119